

第 3 回 古賀市基本構想審議会資料

序 論 ・ 基 本 構 想 案

【 子 育 て ・ 教 育 ・ 人 権 分 野 】

令和 3 年 5 月 21 日
古賀市経営戦略課

総合計画の目次構成

第1編 序論

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の構成・期間

第2章 計画策定の背景

- 1 社会経済動向
- 2 全市的な特性と動向

第3章 分野別の現状と課題

- 1
- 2
- 3
- 4
-
-
-

第4章 市の重要政策課題

- 1 人口減少への対応
- 2 産業構造の変化への対応
- 3 社会経済状況の変化への対応

第2編 基本構想

第1章 都市イメージ

第2章 まちづくりの方向性

- 1 基本指標
- 2 土地利用構想

第3章 施策の大綱

- 1 政策体系図
- 2 基本目標

- (1) 基本目標
 - 政策1－1
 - 政策1－2
 -

- (2) 基本目標
 - 政策2－1
 -

- (3) 基本目標
 - 政策3－1
 -

序論

第 3 章 分野別の現状と課題：子育て

核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、社会環境は変化しています。相談できる相手がおらず、不安や悩みを抱えて孤立する妊婦や子育て家庭が増加し、児童虐待の相談件数も増加傾向にあり、かつて家族が担っていた子育て家庭を支える環境を時代にふさわしいかたちでつくる必要があります。

20 代や 30 代の若い世代が理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最も多くなっており、経済的な不安が子育てに影響を及ぼしていると考えられます。特にひとり親家庭や低所得世帯の親など、経済的に厳しい中で子育てをしなければならない場合には、社会的に孤立しやすい環境にもなりやすく、生活基盤を整えるための支援が重要です。

共働き家庭の増加などにより、保育所入所児童数は増加傾向にあります。待機児童数は、年度初めにはゼロを堅持していますが、年度途中には発生しており、保育の利用希望は今後も一定の量が見込まれます。また、乳幼児期は、人格形成の基礎を培う大切な時期であることから、幼児教育の質の向上も求められており、安心して子育てができる環境を整備するとともに、子育て家庭の多様な教育ニーズ・保育ニーズへの対応が必要となっています。

基本構想

政策 1－1 子育て支援の充実

■ 政策の目的（政策によってめざすまちの姿）

みんなで見守る安全・安心な環境の中で子どもたちが生き活き育ち、子育て家庭が子育てを楽しめるまち

■ 施策とその方向性

1 みんなで見守る子育て支援の推進

子育てに関する不安や悩みの増加・多様化に対応し、子育てを支援する市民や団体の活動を促進し、妊婦や子育て家庭が孤立することがないよう保護者同士の交流の促進や子育てを支援する市民や団体、地域とのつながりを深めるとともに、妊娠・出産・育児に関する健診・訪問・相談対応など、妊娠期から乳幼児期まで切れ目のない支援を推進します。

家族の介護や世話などにより自らの育ちや学びに影響を受ける子どもの支援や虐待の未然防止、早期発見・早期対応を図るため、福祉、教育、警察、救急、人権擁護、地域等の各関係機関との連携体制を強化します。

2 子育ての経済的負担の軽減

ひとり親家庭や低所得世帯への経済的支援など、子育てにかかる経済的負担の軽減を図り、子育て家庭の生活基盤を整えることにより、子どもの健やかで豊かな育ちを支えます。

3 幼児教育・保育サービスの充実

保育を必要とする子育て家庭が安心して保育サービスを利用できるよう、保育施設の定員数の確保や保育士不足の解消に取り組み、「待機児童ゼロ」を堅持するとともに、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化や就園ニーズに対応した多様な保育サービスの提供など保育環境を充実させます。

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持った認定こども園への移行等を支援することにより、子どもの五感を使った体験の推進など豊かな遊びを通じた質の高い教育・保育の提供を促進します。

序論

第 3 章 分野別の現状と課題：学校教育

予測困難な時代を生きる子どもたちには、自らの可能性を最大限に発揮し、人生を自ら切り拓いて生き抜くための資質・能力が必要となってきます。全小中学校・全学年における少人数学級の実現による学習環境の充実や学習支援、指導方法の改善など「教育立市こが」の推進により、本市の児童・生徒の学力は、全国平均を上回る結果となっていますが、将来の夢や目標を持っていない子どもは少なくありません。子どもたちが将来に向けて志を持って主体的に学び続けられるようになるには、自己決定に基づく具体的な目標設定と、目標に向かって努力することができる環境が必要です。また、特別な教育的配慮を必要とする児童・生徒も増加傾向にあり、一人ひとりの状況に応じた学習環境や適切な指導、支援が求められています。

地域とのつながりの希薄化による孤立、児童虐待の増加、不登校の児童・生徒の増加、朝食欠食など食生活の乱れ等、子どもを取り巻く問題が多様化・複雑化しています。本市では、学習習慣の定着と正しい生活習慣を身につけるための「朝勉＆朝弁」の取組など、学校と地域の連携により子どもたちを支える気運が高まりつつあり、今後も学校と地域が一体となって、子どもたちが抱えるさまざまな課題を解決していくことが必要となっています。

本市の学校教育施設の整備については、これまで、施設の耐震化を最優先に取り組んできましたが、今後は施設の長寿命化に向けて、老朽化対策や時代のニーズに対応した施設整備を進めていく必要があります。また、一部の学校では少子化の進行による児童・生徒数の減少が予想されており、児童・生徒数の変動に対応し、安心して快適に学ぶことができる学校環境の整備が必要です。

基本構想

政策 1－2 学校教育の充実

■ 政策の目的（政策によってめざすまちの姿）

子どもたちが自分の未来について具体的な将来像を描き、主体的な学びによって、自らの可能性を最大限に発揮し、人生を切り拓いて「生き抜く力」をもてるまち

■ 施策とその方向性

1 未来を切り拓く教育の充実

未来を切り拓き、社会を生き抜く力を育むために、多様な他者との関わり合いと個別最適な学びを充実させた学習指導をとおして、ふるさと古賀への愛着や誇り、勤労観・職業観の醸成、ICT 活用能力の育成などを推進します。

子どもたちの学びと育ちをきめ細かく支え、豊かな心と健やかな体、確かな学力を育むため、全小中学校・全学年における少人数学級の実現と多様な人的配置により、一人ひとりが安心して学ぶことができる体制を確保します。

特別な教育的配慮を必要とする子どもたちに対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実により、個に応じた教育の機会を提供します。

学校と地域がそれぞれ主体的にお互いの活動に参画し、相互補完的に連携することにより、子どもたちが抱える多様な課題を解決することができるよう地域とともにある学校づくりを推進します。

2 学校教育施設の充実

将来の児童・生徒数の変動を踏まえながら、老朽化した施設の整備・改修、バリアフリー化、学校生活環境の向上のための改修など、長期的な視点で計画的に安心・快適な学校施設を整備します。

食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けること、地産地消など食を通じて地域を理解すること、郷土料理など食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さを理解することなど、子どもたちが学校生活を楽しみながら、学校給食の多様な効用を享受することができるよう、学校給食センターの効率的な運営と必要な施設・設備の整備を行います。

序論

第3章 分野別の現状と課題：青少年・スポーツ・文化・芸術・社会教育

情報化やグローバル化など社会情勢の急速な変化、家族のあり方の多様化、地域社会での関係の希薄化など、社会のあり方は大きく変化し、複雑化しています。

青少年を取り巻く環境も大きく変化し続けており、特にスマートフォン等の急速な普及は、利便性が向上している反面、SNS をきっかけとした犯罪やインターネット上のいじめに巻き込まれる危険性の高まり、生活リズムの乱れなど、新たな問題発生要因となっています。本市の非行による補導件数は減少傾向にありますが、社会全体が連携して青少年を取り巻く環境の変化に対応し、心と体の健全な育成を図る必要があります。本市では、放課後子ども教室や通学合宿など、地域の特性を生かしながら、自主性と協調性を養い、心豊かに生きることを目的とした体験活動などを通して地域で子どもたちを育てる取組を進めてきており、地域住民の活動の場、活躍の場が増えることで、地域の子どもたちを地域で育てる気運が高まっていますが、活動する市民の高齢化などにより、地域活動の担い手が不足することが懸念されます。

スポーツは、多くの人々に感動や楽しみ、活力を与え、体力向上や健康の保持増進を基本に、青少年の健全育成、地域コミュニティの醸成など、多様な意義を持ちます。本市では、子どもの体力向上のため、関係団体と連携しながら子どもの運動機会を提供してきましたが、今後は、仲間同士や地域単位の活動など、より身近な活動によって子どもたちの運動機会を拡充する必要があります。成人のスポーツ実施率は増加傾向にあり、市民一人ひとりがスポーツ活動を活発に行っています。生涯にわたる健康維持や体力づくり、仲間づくりや地域との交流、生きがいづくりを期待してスポーツ活動をする市民が多い一方、市のスポーツ振興を担う古賀市スポーツ協会の会員数は減少しています。

文化芸術は、人の心を揺り動かす大きな力を持ち、生きる力を与え、豊かなまちづくりの原動力にもなり得るものです。しかし、関心がないという理由で、文化芸術イベントを直接鑑賞していない人の割合が全国的に増加傾向にあります。また、本市の文化団体の中枢である古賀市文化協会の会員数は、減少傾向にあります。市民の文化芸術活動を促進するためには、インターネットによる文化芸術イベントの鑑賞機会の拡大など新たな動向を踏まえた文化芸術に触れる機会や施設の充実が求められています。特に、子どもが文化芸術に興味を持ち、将来的に文化芸術活動を担う人材となるよう、子どもの頃から文化芸術に触れることのできる機会の提供は重要です。

文化財は、本市の歴史を示す貴重な財産であり、郷土を語る上でなくてはならないものです。また、地域のシンボル、人と人とのつながりを形成する機能もあり、まちづくりやコミュニティ形成という面で重要な役割を担う要素の一つです。このような文化財を継承するためには、その調査・研究を行って価値を明確にし、適切に保存・活用することにより、市民一人ひとりの地域への誇りを醸成していくことが必要です。国史跡である船原古墳を知らない人もおり、市民の文化財への関心は決して高くない状況です。また、歴史資料館で行う講演会や企画展への若年層の参加は少なく、特にその世代の文化財への関心が低いことがうかがえます。

読書には、想像力を豊かにし、物事に興味を持ち、未知との出会いを創出し、感動を呼び起こす力があります。特に子どもは、読書活動によって言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにすることから、本市の小中学校では、朝に読書の時間を設けるなど、子どもの読書活動が盛んに行われており、子どもたちが読む本の冊数は全国平均より多くなっています。インターネットの普及などにより全国的には高校生頃から読書はなれが進み、情報収集源としての本への依存度は減少傾向にありますが、子どもの頃からの読書活動を継続することにより、これからの生涯学習社会を生き抜くための学びの技術を身につけることが重要となってきています。

本市では核家族世帯や単身世帯が増加し、家庭教育の支援や地域のつながりを深める取組の重要性が増していますが、地域公民館での社会教育活動は停滞し、地域の課題解決やつながりを生む機能は弱まってきています。市民の孤立化や地域コミュニティの希薄化が懸念され、市民参画によるまちづくりがこれまで以上に求められる中、社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの重要性はますます大きくなるものと考えられます。社会に開かれ、つながりを生む社会教育によって自ら進んで学ぶ姿勢のある市民が増え、互いに支え合いながら社会課題に粘り強く対処できる地域をつくっていくことが、市民の豊かな暮らしにつながります。

基本構想

政策1－3 つながりを深める学ぶ機会の充実

■政策の目的（政策によってめざすまちの姿）

○青少年一人ひとりが「生き抜く力」を身につけ、自主性と協調性を持って心と体が健全に成長しているまち

○子どもから高齢者まであらゆる世代の市民が、社会教育、スポーツ活動や文化活動などを通じて、地域を中心に相互に学びあい、新たな社会課題に自ら進んで対応し、豊かに暮らせるまち

■施策とその方向性

1 青少年が健やかに育つ環境の充実

放課後子ども教室や通学合宿など「生き抜く力」を育むための多様な体験活動や学習活動の推進、青少年をとりまく問題に対応する環境づくり、子どもたちの居場所の確保、子どもたちが主体性をもって地域活動に参加し、次世代の担い手として活躍できる体制づくりなどに地域ぐるみで取り組みます。

2 明るく元気に交流しあうスポーツ活動の促進

子どもから高齢者まであらゆる世代の市民がスポーツに親しみ、健康づくりや体力づくり、仲間づくりやいきがいづくりができるよう、気軽に運動やスポーツに取り組める環境づくりと参加機会の拡充を図り、スポーツ活動を通じた地域での活発な交流を推進します。

3 豊かな心を育む文化芸術活動の促進

市民が文化芸術に関心を持ち、心豊かに学び続け、将来文化芸術活動を担う人材となるよう、子どもの頃から文化芸術に触れることのできる機会を充実させます。

文化団体や市民の文化芸術活動の支援を通じ、市全体の文化力の向上や担い手の育成を促進します。

4 郷土愛を育む文化財の保存・活用

国史跡船原古墳をはじめとする文化財や地域固有の歴史・伝統を継承するため、調査・研究や適切な保存を推進します。

文化財への市民の理解を深めることにより、ふるさとへの愛着や誇りの醸成を図るとともに、観光などさまざまな分野での文化財の活用を推進します。

5 読む・学ぶ・調べる図書館活動の推進

多様化する市民ニーズに対応し、年齢を問わず、幅広い世代の市民が図書館を利用し、その効用が得られるよう、読書、学習、情報入手などの機能向上や電子図書の充実等により、市民の暮らしに役立つ図書館サービスを提供します。

6 学びあいを支える社会教育活動の活性化

個の学びだけでなく、市民が相互に学びあうことにより、孤立を防ぎ、お互いに支えあう自立した地域への成長を促すため、家庭課題の解決や仲間づくりに関する社会教育の機会を提供するとともに、地域公民館活動を支援します。

社会教育の拠点となるリーパスプラザこががより良質な文化芸術の発信拠点となるよう、施設面の改良や運用面の改善を図り、社会教育活動を活発化させ、市民生活のすぐそばに文化芸術が息づく環境づくりに取り組みます。

序論

第 3 章 分野別の現状と課題：人権・男女共同参画・多文化共生

部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的指向及び性自認（性同一性）を理由とした偏見や差別などさまざまな人権問題が今なお存在しています。また、インターネットでの誹謗中傷など、情報技術の進展や社会情勢の複雑・多様化に伴い差別の形も変わってきており、新たな人権問題や今まで見過ごされていたような人権問題が顕在化することが予測されます。これまでの人権教育・啓発により、人権や人権問題についての関心が高まっている一方、自分には関係がないという理由で関心がない人やすでに人権問題はすべて解決してしまっているとの認識を持っている人の割合は増加しています。さまざまな人権問題に対する正しい知識を身につけ、違いを認め合い、尊重し、共生していける社会を築いていかなければなりません。

「男は仕事、女は家庭を守る」といった固定的性別役割分担意識は解消されつつありますが、依然として家事や育児、介護は女性が担う場合が多く、女性が自分で人生の選択ができない状況の解消には至っておらず、こうした社会背景からもドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナー、交際相手等からの暴力）の相談は少なくありません。ドメスティック・バイオレンスの原因として、性別に関連する社会通念や男女の経済的格差など、個人の問題として片付けられないような構造的問題も大きく関係しています。性別に関わりなく、誰もが社会の対等な構成員として、その能力を十分に発揮しながら、責任を担って協力し合うことが求められています。

本市の住民基本台帳に記載される外国人は年々増加しており、特に技能実習生の増加は顕著です。また、在留期間が無期限の永住者の人数も年々増加し、緩やかな定住化の傾向も見られます。国籍に関わらず外国にルーツを持っている人は、言葉が通じないことでコミュニケーションがとりにくい、生活に必要な情報を得にくい、文化や風習の違いによって生活しづらいといったさまざまな悩みを抱えている場合があります。しかし、国際交流・多文化共生に関する市民の意識は高いとは言えず、関係機関や関係団体との連携・協力体制も十分ではありません。生産年齢人口の減少や高齢者の増加が続くことにより地域を支える人材の確保が困難になる中、誰もが国籍や民族、文化の違いを知り、認め、尊重し合いながら、出身地やルーツに関わらず、安心して暮らし、地域の担い手としても活躍できるようなまちづくりが必要となっています。

基本構想

政策 1－4 人権と多様性の尊重

■ 政策の目的（政策によってめざすまちの姿）

○すべての市民の人権が尊重され、心豊かにその人らしく暮らせるまち

○性別にとらわれない多様な生き方が尊重され、すべての市民があらゆる活動に積極的に参画でき、互いに個性を認めあい支え合っているまち

○国籍や民族、文化の違いを知り、認め、尊重し合いながら、誰もが社会の構成員として主体性をもって、自分らしく楽しく暮らせるまち

■ 施策とその方向性

1 すべての人権の尊重

部落差別をはじめとするさまざまな人権問題について、すべての市民に関心を持ってもらえるよう、受ける人の記憶や印象に残る人権意識の向上のための教育・啓発を推進します。

個別の人権侵害に適切に対応するため、関係機関と連携を強化し、相談・支援を充実させます。

2 性別にとらわれない多様な生き方の尊重

家庭や社会における固定的性別役割分担の意識の解消や実態の改善に向けた教育・啓発とともに、家庭、学校、職場、地域社会等、あらゆる分野での女性の社会参画と男女が対等な立場で暮らしやすく、働きやすい環境づくりを推進します。

性別に関連する社会通念や慣習、経済的格差を背景とするドメスティック・バイオレンスを根絶し、誰もが社会の対等なパートナーとしてさまざまな分野で活躍できるよう、ドメスティック・バイオレンスに対する正しい理解のための啓発を推進するとともに、関係機関との連携強化による未然防止、被害者の保護・支援に取り組みます。

性的指向や性自認に対する偏見や無理解により生じる生活上の不利益を解消し、誰もが自分の自認する性を尊重され、自分らしくいられるよう、性の多様性に関する啓発や支援を充実させます。

3 自分らしく暮らせる多文化共生の推進

出身地やルーツがどこにあっても、言葉や文化の違いによって悩むことなく安心して暮らしていけるよう、さまざまな関係機関や関係団体との連携を強化するとともに、誰とでもコミュニケーションが円滑にとれるような支援・啓発を推進します。また、生活に必要な情報をわかりやすく発信し、適切な情報とサポートを受けることができるよう支援します。

異文化に触れる機会の提供や多文化交流を促進し、国や地域を超えて協力できる国際感覚を醸成するとともに、文化の多様性を理解、尊重しあいながら、自分の住んでいる国や地域の魅力を再認識し、それぞれの持つ強みを活かして誰もが活躍できるよう支援します。